

「(仮称) 盛岡広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」
に対する盛岡市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。

【個別的事項】

(1) 大気質 (評価方法書 5-2～5-8 ページ)

大気汚染防止法に基づく測定のもと基準を遵守するとともに、大気質への影響の予測及び評価に当たっては、近隣の住居に配慮した評価基準を定め、排出ガスの量及び濃度を適切に把握すること。

(2) 騒音・振動対策 (評価方法書 5-9～5-17 ページ)

騒音・振動の影響評価に当たっては、近隣の住居への影響が詳細に把握できるよう、予測及び評価地点を設定すること。

(3) 悪臭 (評価方法書 5-18～5-19 ページ)

悪臭の影響評価に当たっては、季節や気象条件により影響範囲が異なることから、影響が最大となる時期を選定すること。

対象事業実施区域の東側にも住居等が点在しており風向によって影響を受ける可能性があることから、予測及び評価地点の追加を検討すること。

(4) 水質 (評価方法書 2-19～2-20、5-20～5-21 ページ)

場外への土砂や濁水の流出防止のため仮設沈砂池や土砂流出防止柵を設置することとしているが、具体的な規模や構造が示されていないため、評価書の作成に当たっては、想定される気象条件を踏まえた規模・構造を設定し、下流の水域への影響を予測・評価すること。

供用開始後において、廃棄物と接触した雨水等、対象事業実施区域内で発生した汚水が系外に直接流出することがないように適切な漏洩防止措置を実施するとともに、排出先の水質への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。

(5) 動物・植物・生態系 (評価方法書 5-24～5-30 ページ)

対象事業実施区域の南側が、「市自然環境及び歴史的環境保全計画」における「高度保全地区」に接しており、重要な動植物の生息が予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定するとともに、在来植生の保全と影響の低減に努めること。

(6) 景観 (評価方法書 2-21 ページ)

現在記載している配慮事項のほかに、看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による届出を必要とする場合があるので留意すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場（評価方法書 5-33～5-34 ページ）

地域住民等の利用状況を踏まえて適切な時期を選定し、予測及び評価を行うこと。

(8) 温室効果ガス等（評価方法書 2-20～2-21、5-37 ページ）

事業の特性上、多くの温室効果ガスを排出する施設であることから、施設設備の仕様の決定に当たっては、より効率の高いエネルギー回収がなされるよう配慮しながら、予測及び評価を行うこと。

廃棄物運搬車両について、ごみ処理広域化に伴い総走行距離が伸びることとなるため、温室効果ガス排出の少ない車両の導入など環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響を把握するため、予測及び評価を行うよう検討すること。